埼玉県行政書士会東入間支部慶弔規程

(平成28年3月2日改正)

(目的)

第1条 この規程は、埼玉県行政書士会東入間支部規則第37条第1項の規定に基づき、 埼玉県行政書士会東入間支部支部員(以下、「支部員」という。)の、慶弔災害見 舞(以下、「慶弔等」という。)について必要な事項を定める。

(種類)

第2条 次の事由が生じたときは、各々の慶弔等を贈る。

一 支部員の結婚二 支部員の入院(7日以上)現金 10,000円見舞金 10,000円

三 支部員の死亡 香典 10,000円並びに花輪又は生花

四 支部員配偶者の死亡 香典 10,000円

2 花輪又は生花は、15,000円程度とする。

3 第1項第1号及び第2号の事由が生じた日から5年以内については、1回に限る。

(慶弔等の増額)

第3条 支部は、特に支部の運営に功績があったと認められる支部員については、支部役員会の議を経て増額することができる。

(支部員外の慶弔等)

第4条 支部と密接な関係にあった支部員以外の者の慶弔等については、支部役員会の議 を経て支部員の例に準じて慶弔等を贈ることができる。

(規程に定めのない事項)

- 第5条 この規程に定めのない事項については、支部役員会の議を経て執行することがで きる。
- 第6条 この規程に定める慶弔等については、本会又は支部会費未納者には適用しない。
 - 2 第2条の事由が生じた日から1年を経過してもなお申し出のない場合はこれを行わない。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。